

[行政法]

屋外広告物法は、都道府県が条例により「屋外広告物」（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの）を規制することを認めており、これを受けて、A県は、屋外広告物（以下「広告物」という。）を規制するため、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）を制定している。条例は、一定の地域、区域又は場所について、広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置が禁止されている禁止地域等としているが、それ以外の条例第6条第1項各号所定の地域、区域又は場所（以下「許可地域等」という。）についても、広告物等の表示又は設置には、同項により、知事の許可を要するものとしている。そして、同項及び第9条の委任を受けて定められたA県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第10条第1項及び別表第4は、各広告物等に共通する許可基準を定め、規則第10条第2項及び別表第5二は、建築物等から独立した広告物等の許可基準を定めている。

広告事業者であるBは、A県内の土地を賃借し、依頼主の広告を表示するため、建築物等から独立した広告物等である広告用電光掲示板（大型ディスプレイを使い、店舗や商品の商業映像を放映するもの。以下「本件広告物」という。）の設置を計画した。そして、当該土地が都市計画区域内であり、条例第6条第1項第1号所定の許可地域等に含まれているため、Bは、A県知事に対し、同項による許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件広告物の設置が申請された地点（以下「本件申請地点」という。）の付近には鉄道の線路があり、その一部区間の線路と本件申請地点との距離は100メートル未満である。もっとも、当該区間の線路は地下にあるため、設置予定の本件広告物を電車内から見通すことはできない。また、本件申請地点は商業地域ではなく、本件広告物は「自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等」には該当しない。これらのことから、A県の担当課は、本件申請について、規則別表第5二（ハ）の基準（以下「基準1」という。）に適合しない旨の判断をした。他方、規則別表第4及び第5のその他の基準については適合するとの判断がされたことから、担当課は、Bに対し、本件広告物の設置場所の変更を指導したものの、Bは、これに納得せず、設置場所の変更には応じていない。

一方、本件申請がされたことは、本件申請地点の隣地に居住するCの知るところとなった。そして、Cは、本件広告物について、派手な色彩や動きの速い動画が表示されることにより、落ちついた住宅地である周辺の景観を害し、また、明るすぎる映像が深夜まで表示されることにより、本件広告物に面した寝室を用いるCの安眠を害するおそれがあり、規則別表第4二の基準（以下「基準2」という。）に適合しないとして、これを許可しないよう、A県の担当課に強く申し入れている。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。

なお、条例及び規則の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

[設問1]

A県知事が本件申請に対して許可処分（以下「本件許可処分」という。）をした場合、Cは、これが基準2に適合しないとして、本件許可処分の取消訴訟（以下「本件取消訴訟1」という。）の提起を予定している。Cは、本件取消訴訟1における自己の原告適格について、どのような主張をすべきか。想定されるA県の反論を踏まえながら、検討しなさい。

[設問2]

A県知事が本件広告物の基準1への違反を理由として本件申請に対して不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）をした場合、Bは、本件不許可処分の取消訴訟（以下「本件取消訴訟2」という。）の提起を予定している。Bは、本件取消訴訟2において、本件不許可処分の違法事由として、基準1が条例に反して無効である旨を主張したい。この点につき、Bがすべき主張を検討しなさい。

【資料】

○ A県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物の在り方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（許可地域等）

第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 都市計画区域

二 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域（第1号の区域を除く。）

三、四 略

五 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

2 略

（許可の基準）

第9条 第6条第1項の規定による許可の基準は、規則で定める。

○ A県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の基準）

第10条 条例第6条第1項の規定による許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとする。

別表第4（第10条第1項関係）

一 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

二 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

別表第5（第10条第2項関係）

一 略

二 建築物等から独立した広告物等

(イ) 一表示面積は、３０平方メートル以下であること。

(ロ) 上端の高さは、１５メートル以下であること。

(ハ) 自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、１００メートル（商業地域にあつては、２０メートル）以上であること。

三～九 略

平成 3 1 年予備試験行政法採点基準表

	小計	配点	得点
設問 1	(2 7)		
原告適格の判断基準について条文・判例を踏まえて適切に規範を定立している。		6	
処分の名宛人でない者の原告適格について行訴法 9 条 2 項及び判例を踏まえて適切に検討している。		5	
処分の根拠条文及び法令の趣旨目的を検討している。		3	
処分の根拠法令と目的を同じくする関連法令の趣旨目的を検討している。		4	
原告の害される利益の性質程度を具体的かつ適切に検討している。		9	
設問 2	(1 3)		
基準と条例の整合性が問題となることが説明できている。		2	
条例の目的について、条文から具体的説得的に論じられている。		5	
具体的事情に基づいて、条例の規制対象とならないことを論じられていること。		6	
○裁量点	(1 0)	1 0	
合計	(5 0)	5 0	

明大法曹会予備試験答案練習会 R8.8.9 実施予備試験行政法

担当講師：弁護士 須崎拓人

第1 設問1

1 本件取消訴訟1につき、C は本件許可処分の名宛人ではないため「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下、「行訴法」という。)9条1項)といえるか問題となる。「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益は法律上保護された利益に当たる。その判断にあたっては行訴法9条2項の考慮事項を考慮する。

2 A 県は以下のように主張すると予想される。A 県屋外広告物条例(以下「条例」という。)1条は、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を目的としている。条例6条1項5号はあくまで、知事が良好な景観等を形成するため必要と認めて指定する地域において広告物の設置を許可制としている。条例には個々人の利益を配慮する規定はない。また広告の設置主体には表現の自由があり、公共空間における表現の在り方についての規律は一般的公益の保護としてなされる。

3 C は以下のとおり主張する。

(1) ①当該処分について定めた法令が周辺住民の安全性に配慮したものであり、②当該法令に違反して処分がなされた場合において、周辺住民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるおそれがある場合、③法令はその処分から生じる不利益によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体等の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解される。

(2) 条例の趣旨目的についてみると、条例1条は良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を目的としている。A 県屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)1条は規則は条例の施行に関し必要な事項を定めるものと定めており、規則は条例と目的を共通にする法令である。規則別表第4各号は、原色蛍光塗料等や反射の著しい材料等を使用した広告物等を許可の対象外としている。そのため規則は、昼夜にわたる過度な視覚的刺激によって現実には安眠等を妨げられる近隣住民の健康や生活環境を保護

する趣旨を含む。

(3) 条例に違反してかかる広告物の設置の許可がなされると、当該広告物の付近に居住する一定範囲の住民は昼夜にわたり広告物の視覚的刺激にさらされる。広告が深夜も表示され安眠が害されるという不利益は、長期化することにより生命身体等に直接的かつ重大な害を生じさせ得る。

(4) 規則の趣旨も考慮したうえで上記を踏まえると条例は、かかる広告物による視覚的刺激によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体、安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解される。

(5) C は、申請地点の隣地に居住しており、本件広告物による上記影響を最も受ける者であるため本件広告物による視覚的刺激により安眠が害されることを通じて生命身体等に直接的かつ重大な被害を受けるおそれがある者といえる。そのため、C の昼夜にわたり広告物の視覚的刺激にさらされ安眠を害されない利益は法令により個別的に保護されているといえる。

(6) 以上から C の上記利益は法律上保護されており C に原告適格が認められる。

第2 設問2

1 基準1は条例の委任を受け規定されている(条例6条1項及び9条)。委任に基づく規則は根拠となる法令の趣旨目的に反している場合には法律による行政の原理から違法であり無効である。

2 基準1は、鉄道等までの距離を一律に非商業地域について100メートル以上、商業地域について20メートル以上確保することを求めている。この点、条例6条1項2号は、鉄道等から展望できる地域の許可制度について、「交通の安全を妨げるおそれ」がある場合に限定している。条例1条において条例の目的が「公衆に対する危害を防止する」とされていることに照らせば、かかる規定の趣旨は、運転手の視界を良好にし、また運転手の注意力が散漫になり交通事故が生じることを未然に防ぐ点にあると解される。

しかし、基準1においては、運転手からの視認性についての検討がなされていない。設置予定の広告物の付近において線路は地下にあり、運転手は視認できない。かかる場合における規制は「公衆に対する危害を防止する」という本件条例の目的に適合しない。

3 以上から、基準1は条例の委任事項を逸脱する違法なものであり無効である。

以上

明大法曹会答案練習会論文対策ゼミ行政法解説レジュメ

第1 はじめに

司法予備試験に限らず試験はおよそ相対評価です。相対評価である以上完璧な答案でなくても合格することができます。①答案作成の作法が守られ、②法律論として破綻しておらず、③問題文の指示に従い、④解答科目における標準的な理解が示されている、という4点を守っていただければあてはめの勝負の土俵にあげられます。答練の目標は法律答案の作法を身に着け、既に身に着けている知識を試験で求められる形式でアウトプットできるようにすることです。

①、②は重なる部分があるので次頁以降まとめてルールを説明します。講義では質問が無ければ触れませんが、答案作成のノウハウに不安があれば事前にご覧になることをおすすめします。

③は問いに答えることのみならず、問題文の比重から何について厚く論じるべきか判断することも含まれます。講義においては折に触れて説明しますが場数を踏むことが重要です。

④ここでの標準的な理解とは法令及び判例の厳密な理解ではなく、上位の受験生であれば当然知っているレベルの知識を自分の言葉で説明できることです。第1に論証パターンを覚え¹、第2に基本書で知識をフォローし²、第3にアウトプット³をすることが重要です。

¹ 皆さんのレベルにおいて一番大事なものは論証パターンです。知識があっても書けなければ意味がないからです。知識は書き方を覚える過程で身に着けましょう。

² 基本書は問いを持って読むことが重要です。前から順に読んでも大抵覚えられません。

³ 書いてそのままにしても成績は伸びません。書いた答案に向き合ってください。後述のルールが守れているか点検し、時間があればセルフ添削をしてください。

ルール1 主語述語を一対一で対応させ、無駄な修飾語を使わない

答案では「〈主語〉は、〇〇である（述語）。」のようにシンプルな日本語を使うのが原則です。一文に主語述語のペアが二つ以上ある文（複文）は、二文以上に分けてください⁴。また、以下の例を確認してください。

問題ない例

- ・「これを本件について／みる／検討する／考える」

※解答者が主語の場合は主語を省略します。

NG例1

- ・「したがって、裁量が認められる。」

※主体と裁量の対象が必要です。

NG例2

- ・「まさに～」、「であることは明らかであると思われる」、「～してしまっている」

※シンプルに書いてください。答案は主観的評価が入らないように書きます。

NG例3

- ・「～と解される」の誤用。

※解釈ではなく事実の推量は「～と考えられる。」を使います。結論は「～である。」でまとめます。

⁴ シンプルな文を繰り返すと、箇条書きをつなげているようで最初は気持ち悪く感じますが、問題ありません。法文書はいわば業務用の書類で、伝えたいことが確実に伝わり、かつ必要事項が網羅されていることが重要です。読みにくい文章になるリスクと比較すればメリットが勝ります。

ルール2 ナンバリングが適切

ナンバリングは下記の例のとおり階層構造にする必要があります⁵。

第1 設問1

⁶1 ～

⁷(1) ～

ア ～

(ア) ～

2 ～

(中略)

⁸第3 設問○小問○

1 ～①～、②～、③～。

2(1) ①についてみると～

(2) (中略)

3 〈結論〉⁹

⁵ 学習上の便宜から、見やすさを優先して字下げしています。C B T試験では、自動のインデント（字下げ）がされないのでナンバリングも含めて行の左端から書きます。C B T試験における答案のイメージは参考解答を参照してください。

⁶ C B T試験においては、字数の節約が重要になるため、項目に表題をあて改行することは推奨しません。

⁷ C B T試験においては、字数の節約が重要になるため、「(1)」のように全角のかっこで3文字使うのではなく、数字を変換して「**(1)**」のように1文字で書きます。

⁸ 設問毎に改ページすることはできません。またスペースキーで空白行をつくらないでください。

⁹ 本レジュメで〈〉は、個別の答案で中身を変えるべき項目を抽象化して示しています。例えば〈原告〉とある場合、問題の設定にあわせて、XやAを入れてほしいという趣旨です。

以上

ルール3 段落に意味を持たせる

答案は採点者がすらすら読める構成でなければいけません。同じ段落の中で法律論の検討とあてはめを混ぜたり、あてはめにおいて肯定的事情、否定的事情を意味なく混ぜてはいけません。以下の例のとおり、論理的にも、あてはめにおいても整理して採点者に答案を示してください。

第1 設問1

- 1 〈問題提起・規範定立〉
- 2 〈より具体的な規範（規範A・規範B）と理由付け〉
- 3 〈あてはめ〉
 - (1) 〈規範Aにかかわる具体的な事項の検討〉
(第1段落：〈否定的事情の要約〉)
(第2段落：〈肯定的事情の要約〉)
(第3段落：〈評価・結論〉)
 - (2) (中略)
- 4 〈結論〉

ルール4 前提から説明する、ただし自明なことは書かない

採点者が法律論・判例・問題文の事情を詳細に全て理解している前提での記述は点になりません。理由付け、事情の取捨選択の巧拙で答案が差別化されるからです。例えば、

(中略) ○○は本件取引の特別利害関係人である。

という記述は、法律上の要件や、○○が何者か説明していなければ、結論が正しくても、点を与えることができません。問題文に必ず前提となる事情が書いてあるので説明をする必要があります。一方で、

(中略) Aは本件処分の名宛人ではない。

という記述は問題ありません。ある行政処分の名宛人が別にいる場合には、Aが本件処分の名宛人でないことは自明です。また、問題文をそのまま書き写しても点はつきません。また条文の書き写しも稀な例外¹⁰を除いて点はつきません。

¹⁰ 例えば行政事件訴訟法9条2項については自力で使いこなせる方が良いですが、何を書いていいかわからなくなった場合は書き写した方が良いです。

ルール5 規範定立→あてはめ→結論の順番を守る

答案は以下の例のように法的三段論法¹¹が守られている必要があります。

条文上の要件、解釈上の要件、判断基準、考慮要素、それらの理由付けの類はあてはめの先に書いてください。

具体的事情が解釈の必要性に関わる場合、端的に問題提起をしてください。
問題提起で具体的事情に触れていても、あてはめは別で必要です。

第1 設問1

- 1 〈問題提起・規範定立〉
- 2 〈より具体的な規範（規範A・規範B）と理由付け〉
- 3 〈あてはめ〉
 - (1) 〈規範Aにかかわる具体的な事項の検討〉
(第1段落：〈否定的事情の要約〉)
(第2段落：〈肯定的事情の要約〉)
(第3段落：〈評価・結論〉)
 - (2) (中略)
- 4 〈結論〉

¹¹ 三段論法を意識していても書けない原因は型が身に着いていないからです。参考答案を書き写して型を身につけましょう。写経しても三段論法が身に着かない原因は答案構成の思考力が育っていないからです。答案をセルフ添削してください。

ルール6 適切に条文を引用する

法令の引用は

Aは「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という。）9条1項）といえるか～

のように引用してください。いきなり条文番号だけ書いてはいけません。

何項の何号か、本文か但し書きかまで特定します。

行政法の場合、後から個別法を引用することになります。最初に（行政事件訴訟法（以下、「法令名省略」）～）としてしまうと、個別法の題名を省略したいとき困ります。

「～（以下法名省略）」という書き方は、受験生から一定の支持を得ており司法予備試験、司法試験の採点において不利益に扱われていないと考えられます。法名は「ほうみょう」と読み、一般的には仏式の葬儀の際に故人に授けられるものです。法律のタイトルは「題名」といいます。

起案のルール一覧¹²

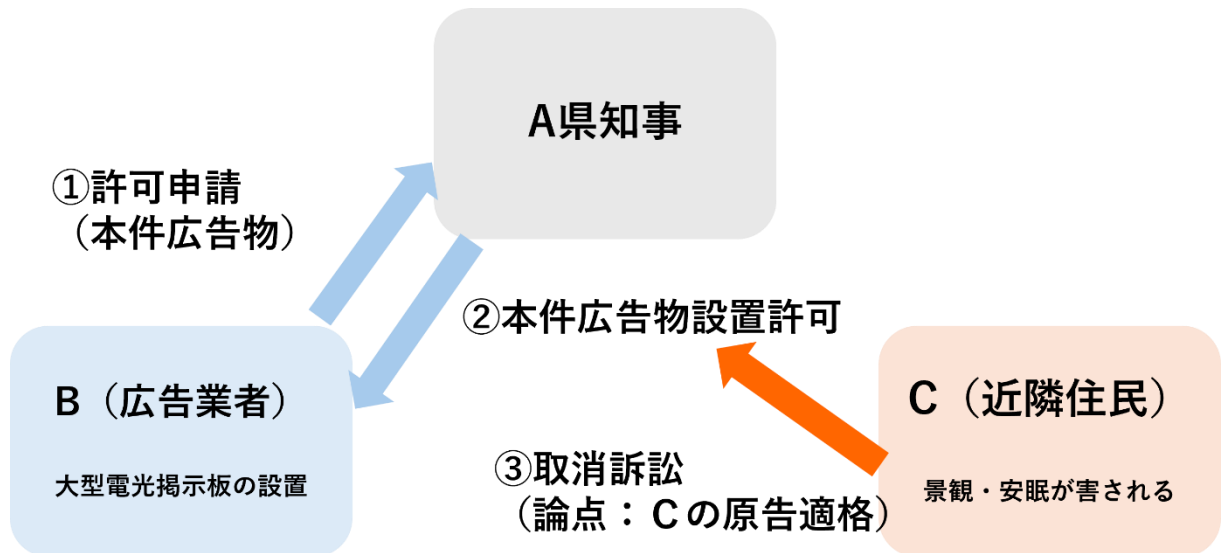
ルール	チェック欄
1 主語述語を一対一で対応させ、無駄な修飾語を使わない	
2 ナンバリングが適切	
3 段落に意味を持たせる	
4 前提から説明する、ただし自明なことは書かない	
5 規範定立→あてはめ→結論の順番を守る	
6 適切に条文を引用する	

¹² 適宜印刷して活用してください。

第2 設問1

1 事案についての整理

図1



B (広告業者) : 本件広告物の設置の許可申請

A 県知事 : 本件許可申請を許可

C (近隣住民) : 本件許可処分に不服

2 原告適格の問題の心構え

原告適格（原告に当該抗告訴訟を提起する法律上の利益が認められるかどうかという問題）については超頻出です。規範は書けてあたりまえであてはめで差が付くという心構えを持ってください。

3 原告適格の書き方の基本

まず次頁の条文を参照してください。

(原告適格)

第九条

処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2

裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。

この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

原告適格の問題は下線を引いた「法律上の利益を有する者」の解釈を行い、要件にあてはめていくことが原則です。そして、法律上の利益を有する者の解釈は、すぐに出てこないといけません。次頁参照。

第1 設問1

1 本件訴訟1につき、Cは本件許可処分の名宛人ではないため「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（以下、「行訴法」。）9条1項）といえるか問題となる。法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益は法律上保護された利益に当たる。そして～

下線を引いた規範はまず暗記しましょう。

法律上の保護された利益は、一般的公益に吸収されているかどうかで判断するわけではありません。確立された判断枠組みがあるのでそれに従いましょう。従来判例で述べられてきた考慮要素をまとめた行訴法9条2項をもう一度見ます。

第九条

2

裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく①、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分に

において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする②。

この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし③、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする④。

「考慮」、「参酌」、「勘案」の違いは無視してよいです。全部「考慮」にすると読みにくくなるから3つを使い分けていると理解しておいてよいです。

下線①は当然のことをいっています。法が、処分の名宛人以外の利益を法律上保護するかどうかは、処分について定めた条項の文言だけでは決まらないということを行っています。処分について定めた条項は本問でいえば以下のとおりです。

A 県屋外広告物条例

第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

（中略）

五 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

かかる文言のみからCに法律上保護された利益があるかどうかは判断できません。なぜなら当該条項には目的が書いていないからです。

行訴法9条2項のブロックの下線②をみると、当該法令の趣旨及び目的⁽¹⁾並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質⁽²⁾を考慮するものとしてされています。下線(1)は法律上の保護の対象の判断にあたり法令の目的、趣旨が考慮されるという当たり前のことをいっています。問題文についている参照条文には必ず意味があります。行訴法9条2項の読み方を知っているか否かに関わらず、問題文にあるという時点でどこかで使うと思っていると思います。ください。(2)はとりあえず無視してください。答案で使うのはブロックの下線④の方だからです。

下線③をみると、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとされています。例えば、処分の根拠条項が省令にあったとしても、省令に委任をした、法律、政令の目的規定、趣旨規定を参酌できます。また異なる法律であったとしても「目的を共通にしている」法令であれば、目的規定、趣旨規定を参酌できます。

答案上、原告に有利になる他法令の目的規定、趣旨規定があれば、原告有利になるとまず考え、「目的を共通にしている」かどうかの判断を答案に書きます。A法と規制範囲が重複するB法があり、A法が消費者保護を目的にしている、B法が産業振興を目的にしており、目的の重複部分がない場合は、「目的を共通にして」いないのでB法の趣旨規定は参酌できません。

下線④は最も重要です。「利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度」をみるとされています。具体的なイメージを必ず持ってください。

害される利益の内容が、生命身体に及ぶものか、経済的なものか、害される

利益の性質が、経済的に補償が可能なものか否か、利益の害される態様及び程度が、著しいものか、継続的なものかなど検討します。

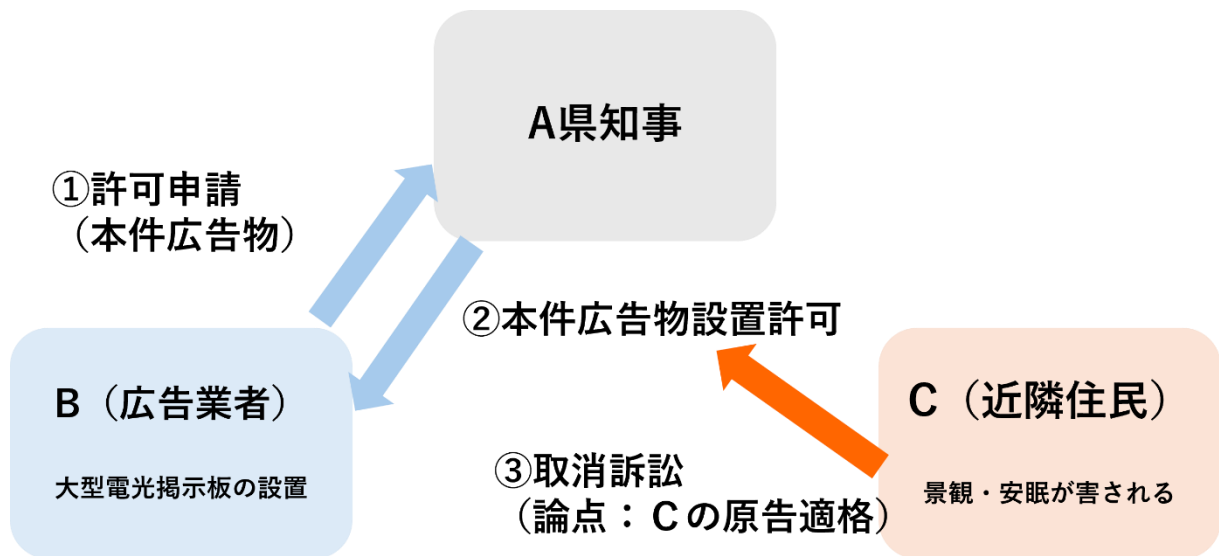
行訴法9条2項はとても重要ですが、答案に書き写す必要はありません。

第1 設問1

1 本件訴訟1につき、Cは本件許可処分の名宛人ではないため「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（以下、「行訴法」。）9条1項）といえるか問題となる。法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分を定めた行政法規が不特定多数社の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益は法律上保護された利益に当たる。そして、法律上保護された利益の判断にあたっては行訴法9条2項の考慮事項を考慮する。

4 本問における事情の検討（行訴法9条2項ルート）

周辺の景観と安眠を害されたCは法律上保護された利益があるといえるか（図1再掲）。



(1) ①・②処分の根拠条文と法令の目的趣旨

A県屋外広告物条例

第1条 この条例は、屋外広告物法に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第6条 次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(中略)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

景観・風致について保護を目的としていることが読み取れるが、個別性を見出しがたい。危害の防止については客体が公衆とされており、個別性を見出しにくい。

(2) ③目的を同じくする関連法令の目的趣旨

A県屋外広告物条例施行規則

第1条 この規則は、A県屋外広告物条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第10条 条例第6条第1項の規定による許可の基準のうち、各広告物等に共通する基準は、別表第4のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第6条第1項の規定による許可の基準は別表第5のとおりとする。

別表第4（第10条第1項関係）

一 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

二 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、

良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。

条例施行規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めているため、条例と目的を同じくするものといえる。同規則の趣旨として、原色や反射の著しい塗料を使った広告物によって景観、風致、交通安全を害してはならないとする趣旨が読み取れそうである。近隣住民の景観及び安眠について個別的保護に至るとまでは読み取りにくい。

(3) ④Cの利益について

条例に違反して、明るすぎる映像が深夜まで表示されると、近隣住民は安眠を害されるおそれがあり、状況が継続反復することにより生命身体という高次の利益が害されるおそれがあると主張できそうである。

(4) 上記をまとめるとどうなるか？

- ・処分の根拠条文+法令の目的趣旨→個別的保護が読み取りにくい
- ・目的を同じくする関連法令の目的趣旨→個別的保護が読み取りにくい
- ・被侵害利益→重大

これをそのまままとめてもバランスが悪い。

そこで・・・

5 行訴法9条2項ルートで書くとバランスが悪くなる場合の対処法

平成4年9月22日最高裁判所第三小法廷判決

(中略) 原子炉施設の周辺に居住する者が、その無効確認を訴求する法律上の

利益を有するか否かを検討する。（中略）そして、同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

ざっくり理解するならば、①当該規制が安全性に配慮したものであり、②当該規制違反によって、周辺住民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるおそれがある場合、③法令は規制違反によって生じる不利益によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の

個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むというロジックが示されています。

答案戦略で注目すべきは、法令の目的趣旨のみから個別保護性をうまく論じられなくても、被侵害利益の重大性と位置関係から個別的保護の趣旨を含んでいる旨論証できる点にあります。

構成例

(中略)そして、法律上保護された利益の判断にあたっては行訴法9条2項の考慮事項を考慮する。

また、①当該処分について定めた法令が周辺住民の安全性に配慮したものであり、②当該法令違反によって、周辺住民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるおそれがある場合、③法令はその違反によって生じる不利益によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解される。

(1) 〈処分の根拠条文・法令の目的趣旨・目的同じくする法令の目的趣旨〉¹³

¹³ 本レジュメで〈〉は、個別の答案で中身を変えるべき項目を抽象化して示しています。例えば〈原告〉とある場合、問題の設定にあわせて、XであったりAを入れてほしいという趣旨です。

(中略) 法令は～という規制をしている。これは、～という意味で～という配慮をするものと解される。

- (2) 法令に違反して処分がなされた際、〈一定範囲の者〉が〈理由付け〉その生命身体等に直接的かつ重大な被害を受けるおそれがある。
- (3) そのため、法令は、〈もたらされる害〉によって直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体、安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解される。
- (4) 〈原告〉は、〈位置関係のあてはめ〉～であるから、生命身体等に直接的かつ重大な被害を受けるおそれがあるものといえる。
- (5) 以上から、〈原告〉の～という利益は法令により個別的に保護されているといえ、〈原告〉に原告適格が認められる。

6 具体的なあてはめ例は参考答案参照。

第3 設問2 について

- 1 問題が基準1の条例違反という縛りを設けているので従う。

基準1は条例の委任（条例9条）の委任を受けて規定されている。そのため、条例の目的、趣旨に適合しない規定は条例の規定が優先され、無効となる。

A 県屋外広告物条例施行規則

基準1

- (ハ) 自己の事務所等に自己の名称等を表示する広告物等以外の広告物等について、鉄道等までの距離は、100メートル（商業地域にあつては、20メートル）以上であること。

との基準（基準1）が条例の目的趣旨に違反していることを説明することになる。

A 県屋外広告物条例

第6条

二 道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

との条例の規定がある。条例は規制対象を鉄道等から展望できる地域という限定を付けている。

問題文には「一部区間の線路と本件申請地点との距離は100メートル未満である。もっとも、当該区間の線路は地下にあるため、設置予定の本件広告物を電車内から見通すことはできない。」とあるため、条例6条2号の要件にはあたらないものの、基準1の要件にはあたるという状況にある。

そのため条例6条2号の趣旨から基準1の規制までは求められていないということがいえればよい。

条例6条2号の趣旨を検討する。趣旨の検討にあたり、法令の目的趣旨も考慮する。

条例1条をみると、公衆の危害の防止があげられている。ただ、広告が存在することによって直ちに公衆の危害は発生しない。条例6条2項で鉄道等からの展望を基準にしていることを考えると、公衆の危害とは交通事故をいうもの

と合理的に考えることができる。

条例が広告物と鉄道から距離を置かせようとする趣旨は、運転手の視界に入る刺激的広告が運転の妨害になり、事故が発生することを未然に防ぐこと点にある。

基準1は鉄道が地下鉄の区間であったとしても一律に距離のみに着目し、広告物の設置を規制するものであるから、条例の趣旨を逸脱している。

2 具体的あてはめは参考解答参照

以上

2026 年 8 月 9 日 論文対策ゼミ 答案練習会

行政法

最優秀答案

回答者：O・K さん

設問 1

(1) 1 2

1 3月1日に、BがAと電話で本件犯行につき謀議をなした旨の供述がある。これは、証拠⑩に3月1日午後8時32分から、AとBが14分間通話したことを示す記録が存することと矛盾しない。

2 謀議後、BとAが共にBの車でV方付近に出向き、V方の様子を観察した旨の供述がある。これは、証拠⑬のV方付近のマンション防犯カメラの3月3日から5日の映像に、車両番号「あ8910」のボックスカーが映っており、2人の男が出入りしていたこと、及び、証拠⑤から、車両番号「あ8910」の使用者がBであることが判明していることと矛盾しない。

3 犯行当日、AがBに対し、「親父のだから、落としたりするなよ。」と言いながらナイフを渡した旨の供述がある。これは、証拠⑫で差し押さえたナイフが、証拠⑬よりAの父の所有物であると判明していることと矛盾しない。

4 犯行後、AがUコンビニエンスストア駐車場に車を止め、「カードで金を下ろしてくる」と言った旨及びB自身も下車し、飲み物を買った旨の供述がある。このことは、証拠⑥でV名義のキャッシュカードがUコンビニエンスストアT店で3月9日の午後1時40分頃、ATMに挿入されたと判明していること、証拠⑦で3月9日午後1時台のUコンビニエンスストアT店の防犯カメラ映像に、甲がATM前に立っている様子、証拠①から推認される、本件犯行の実行役と類似の服装を着た者である乙が、飲料水を購入した様子が、それぞれ記録されていることと矛盾しない。

また、Aが車に戻った後「もう使えなかった」と言っていた旨の供述もある。このことは、証拠⑥により、V名義のキャッシュカードにつき、Vの申し入れにより、3月9日午後1時35分に利用停止手続きが執られたと判明していることと矛盾しない。

5 A方に行き、Vから奪った現金500万円を2人で分けた。その取り分は、Aが300万円、Bが200万円であった旨の供述がある。これは、証拠⑪で、本件犯行の翌日たる3月10日に、Aが消費者金融であるY社に200万円、Z社に100万円の合計300万円を返済したと判明していることと矛盾しない。

6 証拠⑩及び⑪より、Bは本件犯行のわずか3日後である3月12日の時点から、本件犯行について一貫した供述を行っている。このことは、Bの供述の信用性を肯定するにつき、積極的事情として評価できる。

7 証拠⑩より、Bは、事故が本件犯行の実行者であることを認めたうえで、Aの本件犯行への関与につき述べている。この点は、BはAに対し本件犯行の責任を転嫁しようとはしていないと評価できる。このことも、Bの供述の信用性を肯定するにつき、積極的事情として評価できる。

8 以上より、Bの供述には、信用性を肯定するに足る事情が存することに加え、矛盾なく整合的に説明可能な点が多いと評価できる。したがって、信用性が認められる。

(2) 4

1 共謀共同正犯は、①共謀、②正犯意思の存在、③共謀に基づく一部の者による実行行為の存在、の各要件が満たされる場合に成立する。

2 AB間には本件犯行についての意思連絡が存することから①の要件を満たす。

AはBに対し、本件犯行を提案していることから、本件犯行につき主導的な役割を果た

コメントの追加 [勇佐1]: 緻密に証拠を示し、供述との整合性を確認していることは非常に good です。
+ α としては、共犯者供述の特殊性について意識して追加で述べられるとよかったです。

していると認められる。また、A は B に対し本件犯行に不可欠な品として用いられた凶器たるナイフを提供している点でも、本件犯行につき主導的な役割を果たしていると認められる。さらに、A は本件犯行についての分け前につき、B の取り分より多額の 300 万円を取得している。このことから、A が本件犯行につき主導的な役割を果たしていると認められる。これらのことから、A 本件犯行の実行担当者である B のみならず、A にも正犯意思が存すると評価できることから、②の要件も満たす。

B は、AB 間の共謀に基づいて、V に対する住居侵入強盗を実行している。このことから、③の要件も満たす。

3 したがって、A には共謀共同正犯が成立する。

設問 2 6

1 公判前整理手続きは、316 条の 2 第 1 項より、公判の審理を、充実させ、迅速に行うことを目的としてなされる手続きである。

2 本件において、弁護人は、予定主張記載書において、AB 間の共謀を否定している。このことから、共謀の有無が重要な争点となると想定される。そして、その点についての審理を充実させ、迅速に行うためには、共謀についての追加照明予定事実記載書が提出されることが、有効に作用する、との判断に至ったため。

設問 3 6

1 接見等の禁止は、被告人につき、逃亡、又は罪証隠滅の疑いが存する場合に、81 条に基づき認められる。

2 A は B にとり、地元の先輩である。そして、A の父は、現に B のことを知っている。このことから、A と B には共通の知人が存する蓋然性が認められる。つまり、A が B との共通の知人を介し、接見の場で、B に対し本件犯行につき、A との共謀を否定する証言をなすように働きかけることは、十分に実現可能である。

したがって、B による、A の公判での証言前である㊦の段階では、A に罪証隠滅の疑いが存すると評価できることから、検察官は接見禁止の請求を行った。

他方㊧の段階においては、B の A の公判における証言は、既になされているこの段階で、A が B に対し本件犯行につき、A との共謀を否定する証言をなすように、間接的に働きかけても、既に裁判所は共謀についての心証を形成済みであり、意味をなさない。このことから、A に罪証隠滅の疑いは存しない。

したがって、検察官は接見禁止の請求を行わなかった。

設問 4

(1) 3

1 捜査段階における B の供述である証拠㊨において、B は、本件犯行につき A と共謀して行った旨の供述をなしている。しかるに、第 2 回公判期日において、B は、本件犯行につき、全て A に言われた通りに行い、犯行当日に着用した作業着や、使用したローブも A が用意したとし、本件犯行には従属的に関与したにすぎない旨の証言を行っている

これは、A により不利な証言と評価できる。そして、このような内容の証言がなされることは、公判前整理手続き段階においては予期できなかった。このことから、316 条の 3 2 第 1 項にいう「やむを得ない事由」が認められる。

2 次に、第 2 回公判期日における証言は、証拠㊨との対比において、自己矛盾供述に該当するため、328 条により、証拠能力も認められる。

(2) 4

1 同意 (326 条 1 項) は、伝聞証拠に証拠能力を付与するために必要となる。

2 本設問において、証拠㊨は、その内容の真実性ではなく、B による矛盾した供述がなされているという点での、存在自体を問題として、328 条を根拠として用いられる。このことから、証拠㊨は、本設問で用いられる場面においては、伝聞証拠ではない。

3 したがって、検察官は、「異議なし」と述べた。

設問 5 5

コメントの追加 [勇佐2]: 頭出し good です。

コメントの追加 [勇佐3]: 問題の肝がわからない場合は、この程度で済ましてでも致し方ないでしょう。もともと、この文章だと、問いに対して当たり前の回答になっていて、その理由を深く聞いている問題だと分かります。

コメントの追加 [勇佐4]: 頭出し good です。

1 弁護士職務基本規定（以下本設問では規定と記す）22条1項より、弁護士は依頼者の意思を尊重して職務を行わなければならない。

このことから、A が次回の公判期日で、B の言った話と同じ話をしたいと望んでいる以上、それが、適法であることは明白であることから、弁護人は、基本的には A の意思を尊重すべきである。

2 もっとも、弁護人には、規定36条により、依頼者との協議義務が存する。

このことから、弁護人としては、A が次回の公判期日で望み通りの供述をなした場合、それが自己に不利益な事実の承認として、自白となり、有罪の有力な証拠となる。そして、自白により形成される裁判所の心証を、後に覆すことは困難であるとの説明を、A の誤解を防止するため、A に対しなす必要がある。

3 そして、上記説明につき、A が理解・了承するのであれば、規定46条に基づく最善の弁護活動として、情状面で A に有利となる主張を、次回以降の公判期日で展開すべく、A と打ち合わせをなす。

合計 40 / 50